

『住民税均等割のみ課税世帯・子育て世帯加算給付金』のご案内

- 国で閣議決定された物価高騰による影響が特に大きい低所得世帯などの方々を支援するための新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。



① 住民税均等割のみ課税世帯給付金

支給額 **1世帯あたり10万円**

※給付金は「**①のみ**、**①+②**、**②のみ**」のいずれかが受給対象です

② 子育て世帯加算給付金

支給額 **児童一人あたり5万円**

基準日（令和5年12月1日）に岡山市に住民登録がある世帯

※令和5年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯等は対象外

令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

令和5年度「**住民税非課税**」
または「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

【対象外】

既に岡山市物価高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）を受給している世帯

基準日時点で**18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降）**と生計を同一にしている

住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）を**世帯主名義の口座で受給済み**

前回受給時と世帯構成に**異動あり**

前回受給時と世帯構成が**同じ**

岡山市から「**お知らせ通知**」または「**確認書**」が届きます

※届かない場合は、コールセンターまでお問い合わせください

確認書の**返送が必要**です

裏面「**I**」へ

申請期限：**令和6年5月31日（金）** ※消印有効

手続き**不要**です

※給付金の辞退や振込先を変更する場合は申し出が必要です

※令和5年12月2日以降に生まれた新生児や別世帯で生計を同一にしている児童がいる場合、**申請が必要**です。

裏面「**II**」へ

給付金の支給手続き

※既に岡山市や他市区町村で「重点支援地方交付金」を活用した同様の給付金を受給された方は対象外です

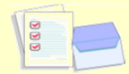
I ①住民税均等割のみ課税世帯給付金

②子育て世帯加算給付金

(住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯)

- 基準日(令和5年12月1日)時点で岡山市に住民登録があり、対象となる世帯には給付内容や支給要件が書かれた確認書等が届きます。
- 世帯の中に、生計を同一にしている18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降)がいる場合、対象児童の要件を確認してください。
- 支給要件、振込口座を確認し、**郵送またはオンラインで申請**してください。

【支給要件】 ①住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと
②住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
③租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと
④既に本給付金と同様の給付金を受給した者がいないこと



※ 給付対象と思われる方で確認書が届かない場合は、岡山市補足給付金コールセンターまでお問い合わせください。

II 申請が必要な場合

(1) 令和5年12月1日以降に住民異動又は税の修正の届け出をされた場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書はホームページでダウンロードまたはコールセンターまでご連絡ください。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と合わせて事務局まで郵送してください。

(2) 上記 I に該当する世帯において、以下の要件を満たす児童がいる場合

- 支給要件

- ・ 令和5年12月2日以降に生まれた新生児
- ・ 別世帯で生計を同一にしている18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書はホームページでダウンロードまたはコールセンターまでご連絡ください。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と合わせて事務局まで郵送してください。

※ **添付書類** 対象児童との続柄及び現住所が分かる書類(戸籍謄本、戸籍の附票等)、本人確認書類、振込先口座の写しなど



お問い合わせ先



岡山市補足給付金コールセンター

0120-216-805

【受付時間】 8時30分～17時(土日祝除く)

【担当】

岡山市物価高騰給付金事務局
〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1番1号